

○ 過去の発生事例

(2) 近年の高病原性鳥インフルエンザの発生とその対応

<平成15年度の発生> H5N1亜型(高病原性)

1～3月 山口県(1農場 約3万羽)
大分県(1農場 14羽)
京都府(2農場 約24万羽)

- ・我が国で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生
- ・家畜伝染病予防法の改正と特定家畜伝染病防疫指針の策定
- ・「鳥インフルエンザ緊急総合対策」を取りまとめ
- ・家畜防疫互助基金の造成、経営維持資金の融通
- ・緊急ワクチンの備蓄

<平成18年度の発生> H5N1亜型(高病原性)

1～2月 宮崎県(2農場 約7万羽)
岡山県(1農場 約1万羽)
宮崎県(1農場 約9万羽)

※平成19年3月1日までに、全ての移動制限解除

- ・平成20年2月防疫指針変更(食鳥処理場等の例外措置等)
- ・養鶏農場への立入検査、衛生管理テキストの作成・普及
- ・モニタリングの強化及び早期発見・早期通報の徹底の通知

<平成22年度の発生> H5N1亜型(高病原性)

11～3月 全9県(24農場 約183万羽)

※発生状況、対応の詳細については次頁参照

<平成17年度の発生> H5N2亜型(低病原性)

6～1月 茨城県・埼玉県(41農場 約578万羽)

- ・平成18年4月までに殺処分を終了
- ・低病原性であることを踏まえ、一定の条件を満たす農場に監視プログラムを適用
- ・平成18年12月、防疫指針に、低病原性の発生時の防疫措置を追加

<平成20年度の発生> H7N6亜型(低病原性)

2～3月 愛知県(7農場(うずら) 約160万羽)

※平成21年5月11日までに、全ての移動制限解除

- ・全国全てのうずら農場等で立入検査を行い、陰性を確認
- ・家畜防疫互助基金対象家畜に平成21年度からうずらを追加

※野鳥における発生

- ・平成20年 全3県
- ・平成22～23年 全16県
- ・(他3県における動物園等の飼育鳥からウイルスを確認)
- ・平成26～27年 全6県12例(H5N8型)
- ・平成28～29年 全22都道府県 218例(H5N6型)
- ・平成29～30年 全3都県45件(H5N6型)
- ・(平成30年3月30日時点)

<平成26年度の発生> H5N8亜型(高病原性)

4月 熊本県(1農場 約5万羽)(関連1農場 約5万羽も同様の措置)

12～1月 宮崎県(2農場 約5万羽)

山口県(1農場 約3万羽)

岡山県(1農場 約20万羽)

佐賀県(1農場 約5万羽)(関連1農場 約3万羽も同様の措置)

※平成27年2月14日までに、すべての移動制限解除

・防疫指針に基づく迅速な防疫措置を実施

<平成28年度の発生> H5N6亜型(高病原性)

11～3月 青森県(2農場 約2.3万羽)

新潟県(2農場 約55万羽)

北海道(1農場 約28万羽)

宮崎県(2農場 約28万羽)

熊本県(1農場 約9.2万羽)

岐阜県(1農場 約8.1万羽)

佐賀県(1農場 約7.1万羽)

宮城県(1農場 約22万羽)

千葉県(1農場 約6.2万羽)

平成29年4月18日までに、
すべての移動制限解除

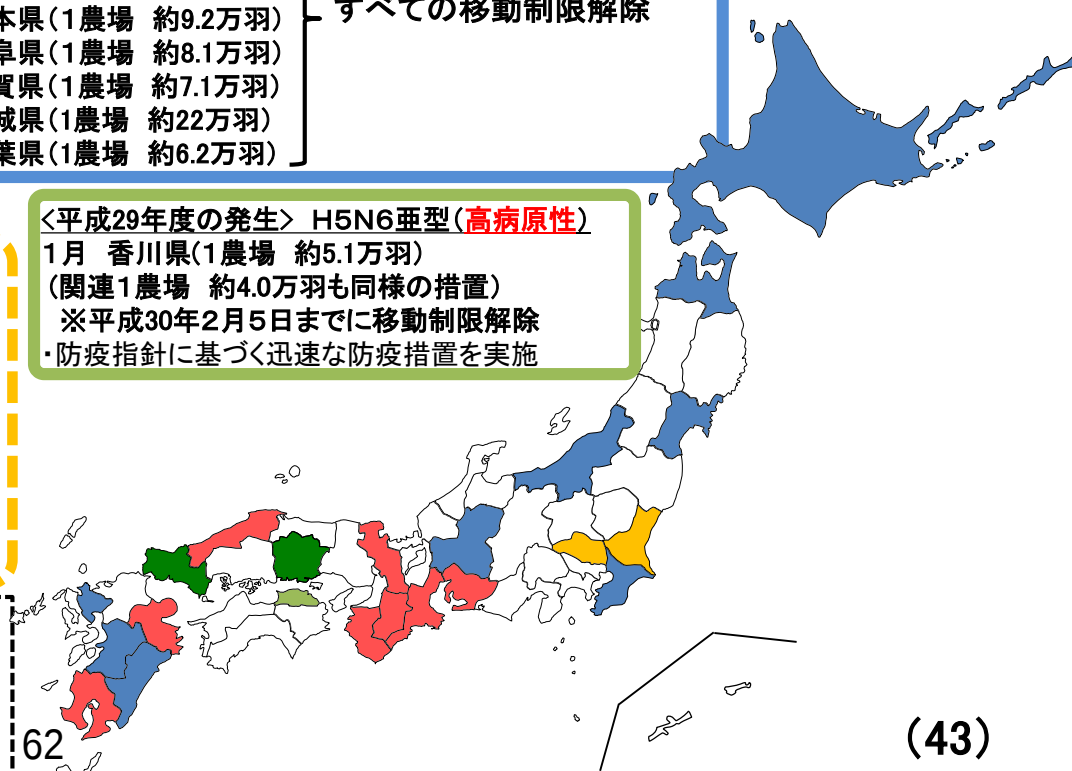
<平成29年度の発生> H5N6亜型(高病原性)

1月 香川県(1農場 約5.1万羽)

(関連1農場 約4.0万羽も同様の措置)

※平成30年2月5日までに移動制限解除

・防疫指針に基づく迅速な防疫措置を実施



○ 過去の発生事例

(3) 平成22年度の高病原性鳥インフルエンザの発生及び防疫措置

: 家きん
 : 家きん以外
 : 野鳥

<平成22年>
 12月 富山県高岡市（動物園のコブハクチョウ）
 <平成23年>
 2月 兵庫県加東市（公園のコブハクチョウ）
 山口県宇部市（公園のコクチョウ）

野鳥での確認事例
全16県

<平成23年>

《大分県》

2月 大分市
(1農場 約1万羽)

《宮崎県》

1月 宮崎市（佐土原町）、
 新富町、都農町、川南町、
 延岡市（北川町）、
 高鍋町、宮崎市（高岡町）
 2月 高千穂町、都農町、
 門川町、宮崎市（高岡町）、
 延岡市（北浦町）
 3月 門川町
 (13農場 約102万羽)

《鹿児島県》

1月 出水市
(1農場 約8,600羽)

家きんでの発生事例
 全9県 24農場 約183万羽

<平成22年>

11月 島根県安来市
(1農場 約2万羽)

<平成23年>

3月 千葉県千葉市
(2農場 約97,000羽)

<平成23年>

《奈良県》

2月 奈良県五條市
(1農場 約10万羽)

《和歌山県》

2月 紀の川市
(1農場 約12万羽)

<平成23年>

《愛知県》

1月 豊橋市
 2月 新城市
 (2農場 約17万羽)

《三重県》

2月 紀宝町
 南伊勢町
 (2農場 約31万羽)

<発生への対応>

- 平成22年11月の島根県での発生に際し、初めてウイルス分離の結果を待たずに、症状及びPCR検査の結果から、迅速に疑似患畜と判定し、殺処分等の初動防疫を開始
- 発生時には、大臣を本部長とする高病原性鳥インフルエンザ対策本部を開催し、以下のような対応方針を決定
 - 防疫指針に基づき、当該農場の飼養家きんの焼埋却、移動制限区域内の設定等を実施
 - 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施
 - 発生農場周辺を消毒するとともに、主要道に消毒ポイントを設置
 - 政務三役が発生都道府県と密接に連絡
 - 農林水産省の専門家を現地に派遣
 - 動物検疫所から「緊急支援チーム」を現地に派遣
 - 疫学調査チームを現地に派遣
 - 全都道府県に対し、高病原性鳥インフルエンザの早期発見・早期通報に関する通知を发出
 - 関係府省と十分に連携を図りつつ、正確な情報提供に努める
- 発生農場を中心とする移動制限区域内の農場について、感染確認検査で全て陰性を確認した後、条件付きで卵の出荷を許可（最短で発生の3日後には卵の出荷を再開）
- 感染確認検査の結果を踏まえ、防疫指針に基づき移動制限区域の縮小（半径10km→5km）と搬出制限区域の設定（半径5～10km）を実施
- 移動制限区域・搬出制限区域内の家きん飼養農家全戸について、清浄性確認のための検査で全て陰性を確認した後、搬出制限区域を解除（移動制限区域は継続）
- 移動制限区域内で新たな発生が認められなければ、発生農場の防疫措置が完了した日から21日が経過した時点をもって、移動制限を解除

※ 全てH5N1亜型

(参考) 厚生労働省によるBSE対策の見直し

厚生労働省は、国内のBSEの対策や発生状況を考慮し、食品健康影響評価を受けた上で、国内の検査体制、SRMの範囲、牛肉等の輸入条件といった管理措置の見直しを順次進めている。

BSEに係る国内措置及び国境措置の概要

	月齢基準	SRMの範囲
国内措置	◎平成13年10月18日施行: 全頭を対象としたBSE検査 ↓ ◎平成17年8月1日施行: 21か月齢以上 ↓ ◎平成25年4月1日施行: 30か月齢超 ↓ ◎平成25年7月1日施行: 48か月齢超 ↓ ◎平成29年4月1日施行: 検査廃止(健康牛)	◎平成13年10月18日施行: ・全月齢の頭部、脊髄、脊柱、及び回腸遠位部 ↓ ◎平成25年4月1日施行: ・全月齢の回腸遠位部及び扁桃 ・30か月齢超の頭部(舌、頬肉、皮及び扁桃を除く)、脊髄及び脊柱
国境措置(輸入牛肉等に対する要件)	◎平成17年12月12日施行: ・米国: 20か月齢以下 ・カナダ: 20か月齢以下 ↓ ◎平成25年2月1日施行: ・米国: 30か月齢未満 ・カナダ: 30か月齢以下 ・オランダ: 12か月齢以下 ↓ ◎平成25年12月2日施行: ・アイルランド: 30か月齢以下 ↓ ◎平成27年6月23日施行: ・オランダ: 30か月齢以下 ↓ ◎令和元年5月17日施行: ・米国、カナダ、アイルランド: 月齢撤廃 ◎平成25年2月1日施行: ・フランス: 30か月齢以下 ◎平成25年12月2日施行: ・アイルランド: 30か月齢以下 ◎平成26年8月1日施行: ・ポーランド: 30か月齢以下 ◎平成28年2月2日施行: ・ノルウェー: 30か月齢以下 ・デンマーク: 30か月齢以下 ◎平成28年2月26日施行: ・スウェーデン: 30か月齢以下 ◎平成28年5月2日施行: ・イタリア: 30か月齢以下 ◎平成28年7月5日施行: ・スイス: 30か月齢以下 ・リヒテンシュタイン: 30か月齢以下 ◎平成29年9月29日施行: ・オーストリア: 30か月齢以下 ◎平成31年1月9日施行: ・英国: 30か月齢以下	◎平成17年12月12日施行: ・頭部、脊髄、脊柱及び回腸遠位部 ↓ ◎平成25年2月1日施行: ・(全月齢)回腸遠位部、扁桃、(30か月齢超)頭部(舌、頬肉除く)、脊髄、脊柱 (米国、カナダ、フランス、オランダ)
	◎平成27年12月21日施行: ・ブラジル: 48か月齢以下 ※対日輸出は、歯列確認により36か月齢以下と判別される牛肉のみ	◎平成27年12月21日施行: ・回腸遠位部、扁桃、頭部、脊髄及び脊柱(左記輸入月齢の牛について)

厚生労働省の諮問内容(平成23年12月)

以下の場合のリスクを比較:

1 国内措置

(1) 検査対象月齢

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合。

(2) SRMの範囲

頭部(扁桃を除く。)、脊髄及び脊柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合。

2 国境措置 (米国、カナダ、フランス、オランダ)

(1) 月齢制限

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合※。

(2) SRMの範囲

頭部(扁桃を除く。)、脊髄及び脊柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合。

※ フランス、オランダについては、現行の「輸入禁止」から「30か月齢」とした場合。

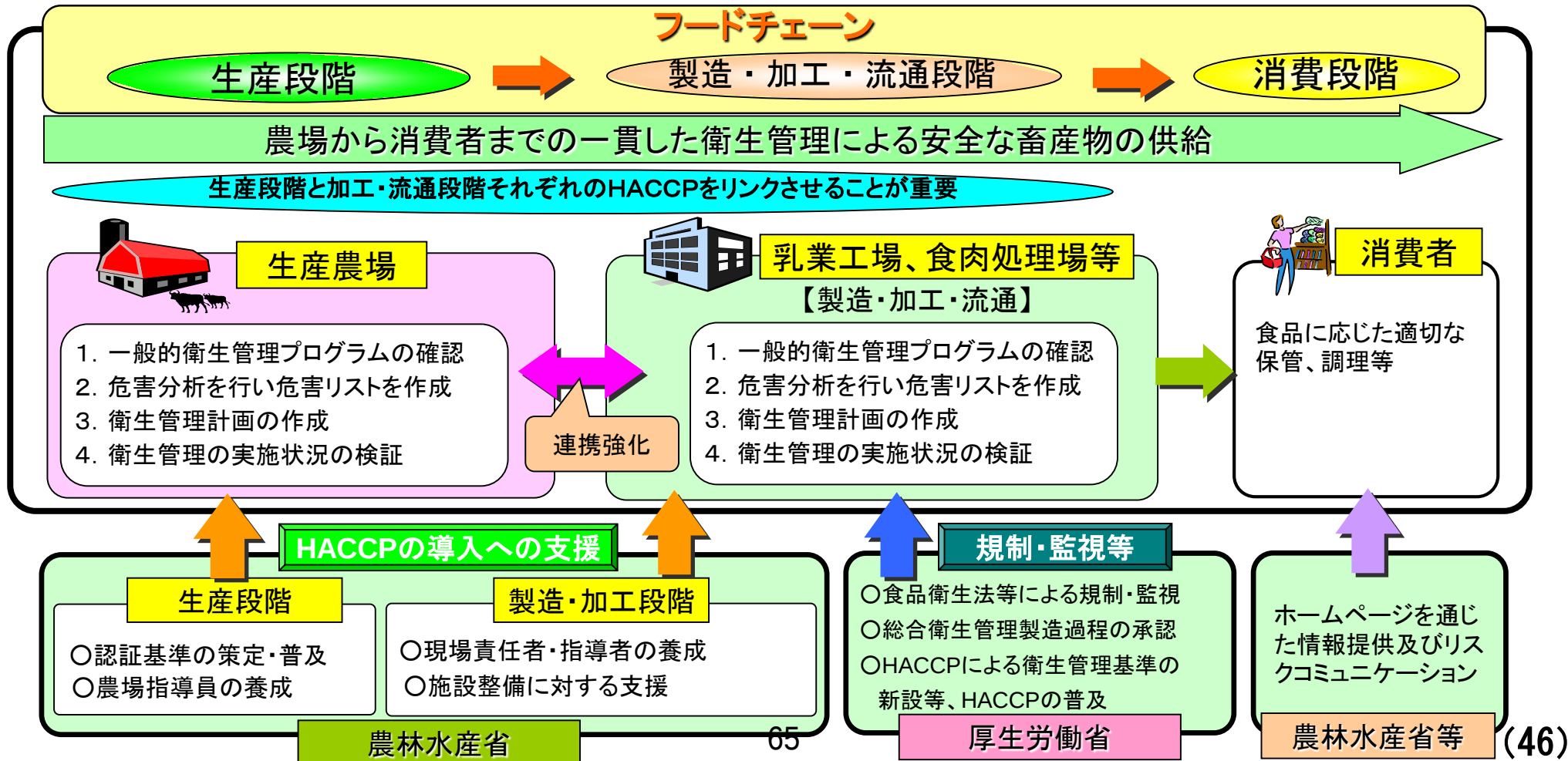
3 上記1及び2を終えた後、国際的な基準を踏まえ、さらに月齢制限(上記1(1)及び2(1))を引き上げた場合。

国境措置に関する諮問対象国(上記4か国以外)

・アイルランド、ポーランド(平成25年4月)
・ブラジル(平成25年4月)・スウェーデン(平成27年1月)
・ノルウェー(平成27年2月)・デンマーク(平成27年3月)
・スイス・リヒテンシュタイン(平成27年5月)
・イタリア(平成27年9月)・オーストリア(平成28年9月)
・英国(平成29年8月)・スペイン(平成31年3月) (45)

我が国畜産物の安全の確保について

- ・ 畜産物による健康被害を防止するため、生産段階等や地域が連携し、食卓に届くまでの一貫したリスク低減のための衛生管理(フードチェーンアプローチ)が必要
- ・ このため、農林水産省においては、生産段階及び製造・加工段階に対する衛生管理の推進のための支援を実施



動物検疫の取組

(1) 目的

- ① 家畜伝染病予防法に基づく家畜の伝染性疾患の侵入防止
- ② 狂犬病予防法や感染症法に基づく狂犬病等の人獣共通感染症の侵入防止
- ③ 水産資源保護法に基づく水産動物の伝染性疾患の侵入防止

(2) 体制

- ① 動物衛生課において海外情報を収集し、輸入禁止措置、輸入時の衛生条件等の設定、対日輸出施設の査察等を企画・実施。
- ② 動物検疫所(横浜本所のほか、全国に8支所・18出張所を設置)において、家畜伝染病予防法等に基づき指定された港及び空港において輸出入動物及び畜産物等の検査及び検査に基づく措置を実施。

【動物検疫所の配置と指定港】

● 動物検疫所を配置している場所(29箇所)

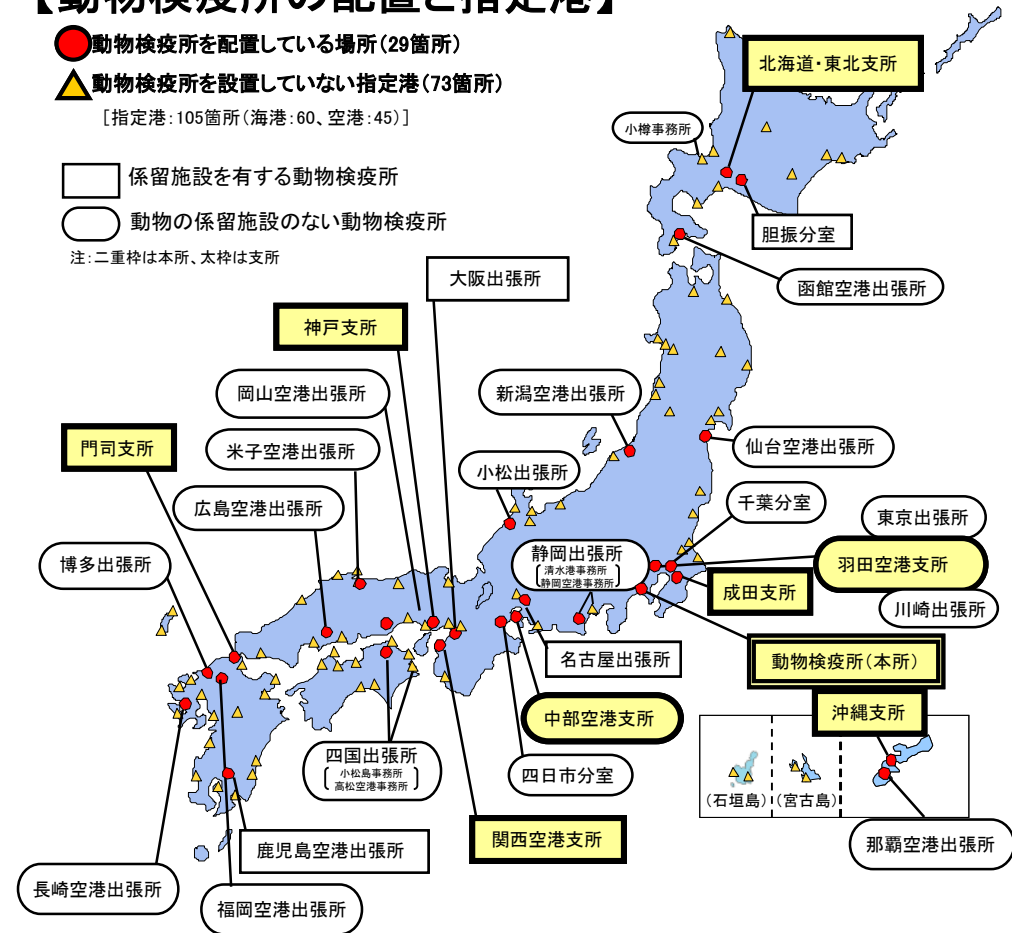
▲ 動物検疫所を設置していない指定港(73箇所)

[指定港:105箇所(海港:60、空港:45)]

□ 係留施設を有する動物検疫所

○ 動物の係留施設のない動物検疫所

注:二重枠は本所、太枠は支所



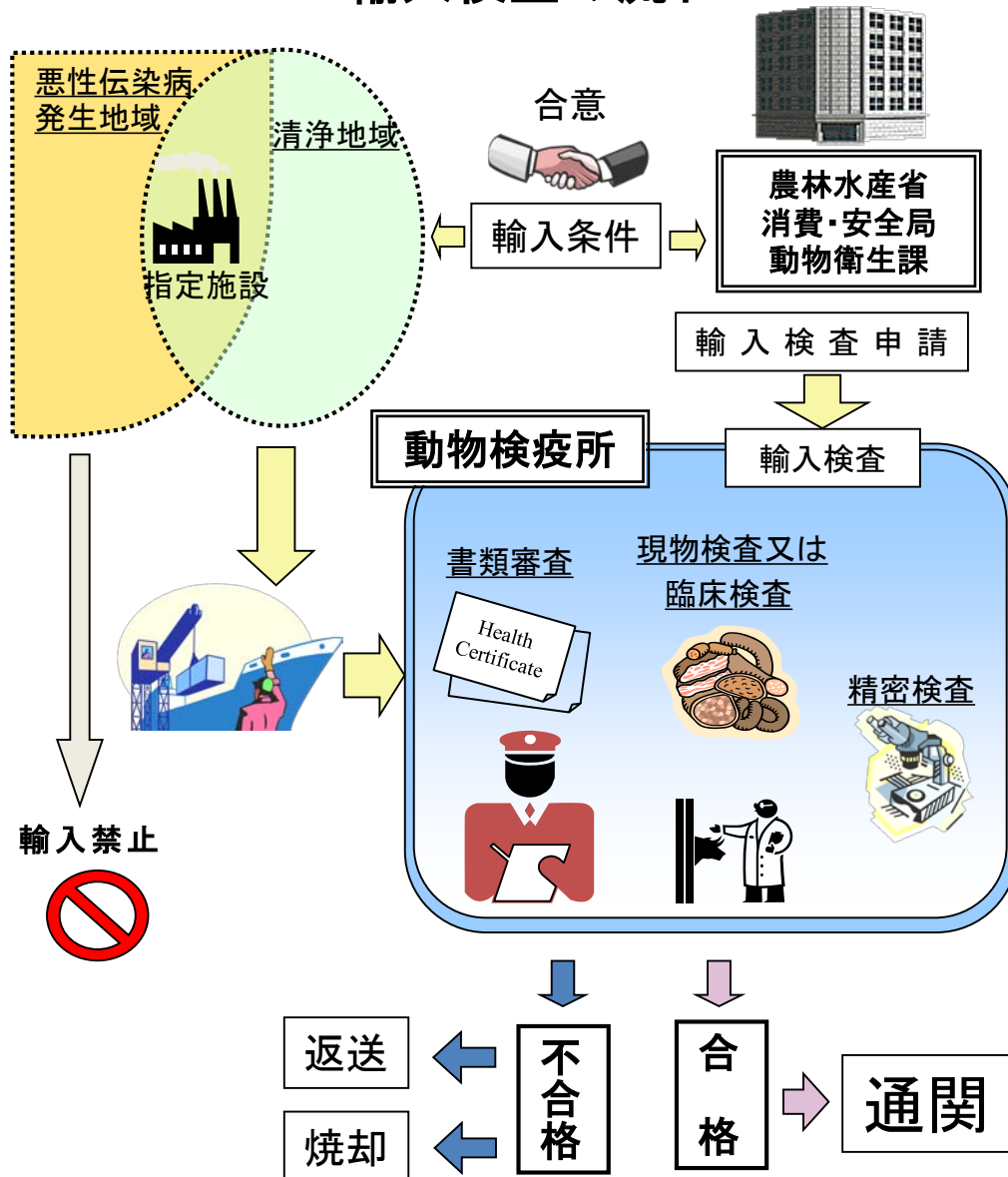
(2019年10月現在)

【家畜防疫官数、機関数の推移】

年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
家畜防疫官数(人)	369	372	373	376	394	402	416	435	460	481
機関数(か所)	24	24	24	24	25	25	25	25	25	27

動物検疫の仕組み

輸入検査の流れ



○ 検疫の対象となる動物の係留期間

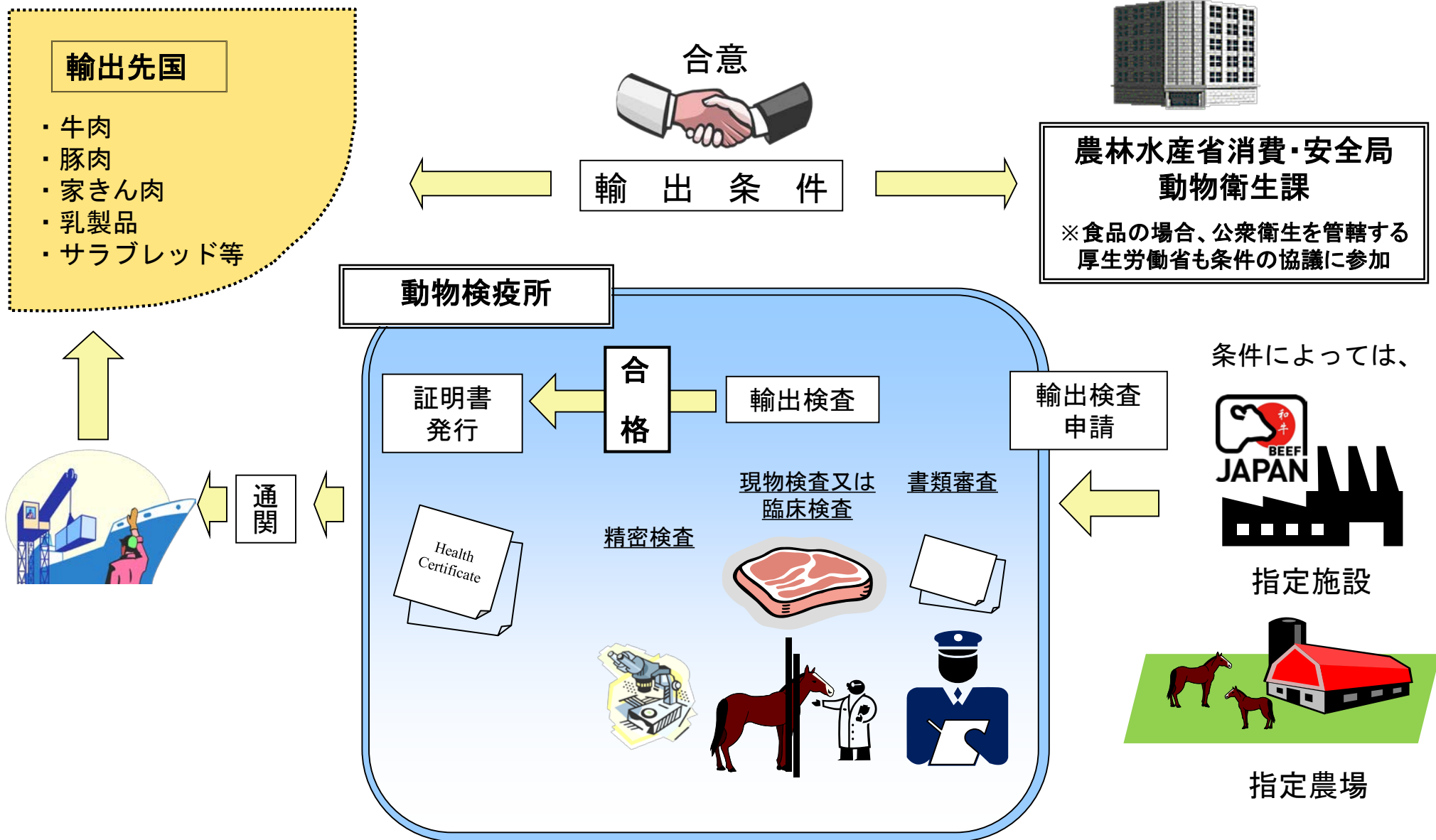
	輸入	輸出
牛・豚などの偶蹄類の動物	15日	7日
馬	10日	5日
鶏、うずら、きじ、ダチョウ、 ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類	10日	2日
初生ひな	14日	2日
犬等	12時間以内 ～180日	12時間以内
サル	30日	*
兎など上記以外の動物	1日	1日

* 法的規制なし

○ 検疫の対象となる畜産物(上記動物由来)等

- (1) 卵
- (2) 骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱及び臓器
- (3) 骨粉、肉粉、肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉
- (4) 生乳、乳等、精液、受精卵、未受精卵、糞及び尿
- (5) ハム、ソーセージ及びベーコン
- (6) 穀物のわら及び飼料用の乾草

輸出検査の流れ



動物衛生課の組織・関係法律

動物衛生課の組織

消費・安全局

動物衛生課

- ・総括及び総務班
- ・保健衛生班
- 家畜防疫対策室**
 - ・防疫企画班
 - ・防疫業務班
 - ・調査分析班
 - ・病原体管理班
- 国際衛生対策室**
 - ・国際衛生企画班
 - ・多国間調整班
 - ・リスク分析班
 - ・輸出検疫環境整備班
 - ・輸入検疫企画班
 - ・査察調整班
 - ・検疫業務班

動物衛生課関係法律

法律名	概要
家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号)	家畜の伝染性疾病の発生予防、家畜伝染病のまん延防止、輸出入検疫等により、畜産の振興を図る。
狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)	狂犬病の発生予防、まん延防止及び撲滅により、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る。
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)(平成10年法律第114号)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生予防及びまん延防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図る。
家畜保健衛生所法(昭和22年法律第233号)	家畜の伝染病の予防、家畜の保健衛生上必要な試験・検査等に関する事務を行うことにより、地方における家畜衛生の向上を図り、もって畜産の振興に資する。
牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)	BSEの発生予防及びまん延防止のための特別の措置を定めること等により、安全な牛肉の安定的な供給体制を確立し、もって国民の健康保護及び生産者、関連事業者等の健全な発展を図る。

ビジョン・ステートメント

わたしたち農林水産省は、

いのち
生命を支える「食」と安心して暮らせる「環境」を
未来の子どもたちに継承していくことを使命として、

常に国民の期待を正面から受けとめ

時代の変化を見通して政策を提案し、

その実現に向けて全力で行動します。

農林水産省

国際獣疫事務局 **(OIE; World Organisation for Animal Health)** **及び** **OIEの基準について**

2019年12月18日
農林水産省
消費・安全局

お話しすること

1. OIEとは
2. OIE基準（コードとマニュアル）の概要
3. OIEコードとWTO・SPS協定の関係
4. OIEコードの制定・改廃手続き

